

高岡地区広域圏ごみ処理施設環境保全委員会設置要綱

(目的)

第1条 高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が行うごみ処理施設の建設及び運営に伴う周辺環境の保全を図るために、高岡地区広域圏ごみ処理施設環境保全委員会（以下「環境保全委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 環境保全委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみ処理施設の建設及び稼働による排出状況並びに周辺環境の調査に関すること。
- (2) ごみ処理施設の運転状況に関すること。
- (3) その他、地域住民の安全の確保及び周辺環境の保全を図るために必要な調査に関すること。

(委員)

第3条 環境保全委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 地元自治会（氷見市上田子）の代表 3人以内
- (3) 関係地区（氷見市宮田、氷見市神代、高岡市守山）の代表 11人以内
- (4) 高岡地区広域圏を構成する市の環境担当職員 3人以内

2 委員の任期は2年とする。ただし、選任された委員が前項各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、その任期が終了するものとする。

3 欠員の補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 環境保全委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、環境保全委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 環境保全委員会は、委員長が招集する。

2 環境保全委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 環境保全委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務)

第6条 環境保全委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、環境保全委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が環境保全委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。